

ジョン・フォスター・ダレスの外交論とアメリカ民主主義像

根 小 田 渡

(目 次)

はじめに

一. 戦間期におけるダレスの外交論

- (一) 第一次大戦後の国際秩序崩壊の原因
- (二) 国際社会における「平和的変更 (peaceful change)」
- (三) ダレスの政治論の基本的特徴

二. 戦後世界とダレスの外交論

- (一) アメリカの国際的地位とダレスの外交論の変容
- (二) ダレスのアメリカ民主主義像

むすびにかえて——ダレスの政治理念の特質

はじめに

一九五〇年代に六年余りにわたってアメリカの対外政策を担当したダレス (John Foster Dulles) は、その提唱する「まきかえし政策」「大量報復戦略」「戦争瀬戸際政策」などによって、一般に戦闘的な冷戦外交の推進者と理解されてきた。

近年、ダレス外交再検討の動きが活発化しつつあるが、そこでの中心テーマはダレス外交の性格及び戦後アメリカ外交史におけるダレス外交の位置である。具体的論争に即して言えば、「ダレス外交は現実主義的判断に立った合理的外交であったと言えるかどうか」という点と「トルーマン＝アチソン外交を継承したものであるのか否か。それと同質のものであったのか否か」という点が問題とされている。そして、そういう問題を解明する際の前提として重視されているのは、ダレスのパーソナリティ、思想、政治哲学の検討とダレス外交の国内政治的背景の検討である⁽¹⁾。

ダレス外交に現実主義的合理性を認めるグーヒン (Michael A. Guhin)⁽²⁾ は、ダレスは本来柔軟な発想をする現実主義的姿勢の持主であって、そうした基本的姿勢は第一次大戦後の国際的経験をつうじて形成されたものととらえる。戦闘的冷戦イデオログとの印象を与えるダレスのタカ派の言辭は、主として国内政治上の配慮から必要とされたものであって、その外交はトルーマン＝アチソン外交を実質上継承したものととらえる。

これに対して、ダレス外交を反共十字軍的発想による硬直した外交ととらえるフープス (Townsend Hoopes)⁽³⁾ は、ダレスの基本的アプローチは共産主義に対してたゆみない反対圧力を加えるというもので、交渉や妥協の許容度のきわめて小さいものであったと言う。フープスの議論は、トルーマン＝アチソン戦略はレトリックのうえでの共産主義の抑制ということに目標を限定したものであり全世界的なイデオロギー的反共十字軍をめざしたのではない、という基本的認識にたつて、それとダレス外交との異質性を明らかにしていこうとするものであった。

両者のダレス評価の対立は、結局ダレスの外交論が現実主義 (realism) であったのかモラリズム (moralism) であったのかという点に帰着する。いずれにせよ、ここでは「現実主義であったか否か」の判断基準としてバランス・オブ・パワー論が前提とされ⁽⁴⁾、それとダレスの外交論との類似性あるいは異質性という視点から問題が論じられている。

本稿では、これとは異なった角度からダレスの外交論を検討してみたい。すなわち、外交論の根底にあるダレスの政治哲学それ自体の思想的特質を明らかにすることを課題としたい。そのための手がかりとして、最初にダレスの個人史的足跡を素描しておく。

ダレスは、母方の祖父 J. W. フォスター (John Watson Foster) 及び叔父ロバート・ランシング (Robert Lansing) が共に國務長官を務めたというその家系や生いたちからみて、典型的な東部エスタブリッシュメント (eastern establishment) の一員であった。ウォール街の著名な法律事務所サリヴァン・アンド・クロムウェル (Sullivan and Cromwell) の長として国際経済問題で活躍するその後の経歴は、ダレスが「二〇世紀アメリカの権力構造のまさに中枢部分にいた」⁽⁵⁾ ことを示すものである。また、ダレスはプリンストン大学時代以来の「ウィルソン (Woodrow Wilson) のビジョン——世界の道徳的、政治的指導者としての合衆国——の信奉者」⁽⁶⁾ であり、この点ではトルーマン (Harry S. Truman)、アチソン (Dean G. Acheson) らと同様であった。さらに第二次大戦後の民主党政権のもとで超党派外交の担い手として活躍する。こうした経歴からして、少なくともダレスの国際認識、外交論は単にトルーマン=アチソンの継承というにとどまらず、基本的には一九一七年以来のアメリカの指導層に一貫して見られる対外的姿勢を継承したものであろうことは容易に想像しうるところであろう。

しかしながら、ウィルソン流の国際主義的精神の持主であったダレスも、その政界とのかかわりは共和党のデューイ (Thomas E. Dewey) との結びつきから始まる。その後デューイの対外政策分野のアドバイザーとして活躍するかたわら、一九四九年には短期間ながら上院議員をつとめることになる。そして、一九五二年選挙においては共和党の次期國務長官候補として、その対外政策綱領作成にたずさわるのである。こういうダレスの党派的立場を規定しているその政治哲学はやはり、ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) の後継者を自認する体制派リベラル (Liberal Establishment) のそれとは異質の要素を内包したものであろうし、そうした要素はとりわけ、ダレスの外交論の前提ともなっているそのアメリカ民主主義像のなかに見出されるものと思われる。

いま一つ、ダレスの経歴のなかで無視できないものとしてキリスト教会との関係がある。ダレスは一九三七年以降、合衆国キリスト教会連合会議 (the Federal Council of Churches)⁽⁷⁾ のなかで精力的に活動し、さらに世界キリスト教会連合会議 (the World Council of Churches) の活動にも参加していく。教会との提携関係は戦後も続いており、それはダレスの場合、単なる個人的な宗教的信念の発露にとどまらない意味をもっていた。それは、たえず倫理の役割りを強調せざるをえない論理をもつダレスの政治論の実践的帰結であったと思われるのである。

本稿は、さしあたり以上に述べたことを前提として、戦前及び戦後のダレスの外交論を検討し、その根底にある政治論の思想的特質をさぐろうとするものである。したがって、ダレスの外交論それ自体の性格よりも、その前提をなしているアメリカ社会像、アメリカ民主主義像の特徴を考察することに重点がおかれる⁽⁸⁾。そうすることによって、戦後アメリカにおいて冷戦外交の一翼を担ったダレスの政治理念の特質を明らかにしうるし、ひいては、中道 (Moderate) ないしは中道リベラル (moderate liberal) と位置づけられている共和党内東部エスタブリッシュメント⁽⁹⁾ の政治的性格、政治理念の特質を明らかにする手がかりをも得ることができるからである。

(1) 近年におけるダレス外交研究の動向については、拙稿、「ポスト・ヴェトナムのダレス外交再評価」(『法学論叢』第一〇〇巻四号) 参照。

(2) Michael A. Guhin, John Foster Dulles: A Statesman and His Times, New York & London, 1972.

(3) Townsend Hoopes, The Devil And John Foster Dulles, Toronto, 1973.

(4) ここに、冷戦論理=二大陣営対決論からの離脱を前提とした近年のアメリカにおける外交政策論議の反映を見ることができる。アメリカ外交史学界における冷戦論争及びその後の研究動向については、以下のものを参照。麻田貞雄「冷戦の起源と修正主義研究」(『国際問題』第一七〇号)。菅英輝「アメリカ外交と左翼修正主義研究 (I), (II)」(『北九州大学外国学部紀要』第25号, 26号)。福田茂夫「アメリカにおける冷戦論争の収束」(『国際政治』第53号)。

(5) Joyce and Gabriel Kolko, The Limits of Power: The World and United States Foreign Policy, 1945-1954, New York, 1972, p. 678.

- (6) Gaddis Smith, "The Shadow of John Foster Dulles", *Foreign Affairs*, January 1974, p. 405.
 (7) 全米のプロテスタント系教会の連合体で、ダレスはそのなかの「公正にして永続的な平和のための委員会 (the Commission for a Just and Durable Peace)」で指導的役割を果たした。Richard Good-Adams, *John Foster Dulles: A Reappraisal*, Westport, Connecticut, 1962, p. 31.
 (8) ダレスの政治論、アメリカ民主主義像の基本的骨格はほぼ戦前に形成されていると思われるので、本稿は戦前の政治論の検討に力点をおいている。
 (9) ダレスないしは共和党内東部エスタブリッシュメントを、そのように位置づける議論の代表的なものは、Guhin, op. cit. 及び Herbert. S. Parmet, *Eisenhower and the American Crusades*, New York, 1972. である。

一. 戦間期におけるダレスの外交論

(一) 第一次大戦後の国際秩序崩壊の原因

戦間期におけるダレスの最大の関心事は、戦争と平和の問題、言いかえれば、平和な国際秩序はいかにすれば維持されるのかという問題にあった。一九三〇年代末の切迫した危機状況をまのあたりにしたダレスは、ヴェルサイユ講和会議以降の国際政治の動向を総括し、そこからいくつかの教訓をひき出している。ダレスは、第一次大戦後の国際秩序崩壊の原因を次のように認識していた。

ダレスによれば、第一次大戦後の世界には、平和というものについて重大な誤解が広く行きわたっていた。平和は現状維持と同一視され、安定 (stability) は固定 (rigidity) と同義とみなされてきた。暴力賛美の傾向は、力を行使することでしか変化が起りえない社会が必然的に生み出すものなのである⁽¹⁾。つまりダレスは、とりわけ戦勝国が平和についての誤った考え方にもとづいて行動したこと、すなわち平和を硬直した現状維持と同一視したことが戦争の起りやすい条件をつくり出したのだと考えるのである。通商、原材料、市場、金融等で支配力をもつイギリス、フランス、アメリカが、それらの諸条件を欠く日本、イタリア、ドイツなど他国民の福祉に対する責任を果たすことなくその支配力を行使したことが、それらの国でファシズムや軍国主義がリベラル (liberal) な政治指導にとって代る条件をつくり出したのである⁽²⁾。

そうした現状維持的思考はまた、アメリカの国際連盟不参加と相まって、連盟が国際的な利害調整機関として有効に機能するのを大きく阻害した、とダレスは考える。連盟規約は、第十九条において、適用不能となった条約の再審議や世界平和を危機におとし入れる国際状態の審議を随時連盟参加国に勧告する権限を総会に与えていたし、第十六条においては、紛争を連盟理事会の調停に付すことなく戦争に訴えた加盟国に対して経済制裁を加えることを規定していた。つまり、加盟国は平和維持に欠くことのできない二つの基本原則を誓約した。一つは、武力による現状打開衝動に結びつく大衆の不満の堆積を避けるために随時秩序を変更する責務であり、いま一つは、暴力——それは大規模な大衆運動によって支持されない限り孤立的でコントロール可能なものである——を抑制するに十分な集団力の行使であった。これらの考えは原理としては健全なものであったが、現実には、連盟に参加した大国は一貫して第十九条を実質化しようとはしなかったのであって、そこに連盟の失敗の原因があったのである⁽³⁾。

ダレスは、一九三〇年代の危機の根源をこのようにとらえるのである。その主張の力点は、イギリス、フランス、アメリカなどのいわゆる「持てる国」の現状維持的思考を独善的ナショナリズムとして批判し、またアメリカの連盟不参加を国際政治の場における責任放棄として批判していくことにおかれている。そういう外交姿勢こそが、日本、イタリア、ドイツが武力的現状打開に走る遠因となり、また国際連盟の機能停止の原因ともなったのだとされるのである。

ここには、第一次大戦後のダレスの国際的経験が色濃く影を落している。ダレスはヴェルサイユ講和会議に出席したあと、賠償委員会で活躍し、さらにサリヴァン・アンド・クロムウェル法律事

務所の国際経済問題担当弁護士として主にヨーロッパの国際金融問題を手がけたのであるが、こうした体験をつうじて戦勝国のエゴイズムに強い不満を抱いたのであった。ダレスは、ドイツが世界経済のなかで安定的要素として復興することを望み⁽⁴⁾、そのことが国際政治の安定にもつながっていくものと考えていたのであるが、この点では、イギリス、フランス、アメリカの対応は余りにも利己的で近視眼的なものに思われたのであった。

ダレスのこうした認識においては、日本、イタリア、ドイツの軍国主義やファシズムの本質、危険性に対する意識は希薄であり、それに対する明確な価値判断は下されていない。ダレスの主張は、もちろん日本、イタリア、ドイツの拡張政策を正当化するものではないが、連合国側のとった諸政策からみれば、その行動は理解しうるものだとするニュアンスを含むものであった。したがって、相対的には「持てる国」の現状維持のエゴイズムを強く批判することになっていた。真珠湾攻撃以前のダレスがアメリカの参戦に反対する態度をとった⁽⁵⁾ ことの一因もそこにあったと思われる。

では、以上のような認識にたつて、ダレスは望ましい国際秩序をどのように構想したのであろうか。

(二) 国際社会における「平和的変更 (peaceful change)」

国際社会における秩序の問題を検討する際、ダレスはまず国内社会における秩序維持の方法の考察から出発する。そして、基本的にはそこでの秩序維持方式を国際社会にも適用していこうとするのである⁽⁶⁾。したがって、我々もまたダレスにおける国内秩序維持の方法、言いかえればその政治論の基本的枠組みを明らかにすることから始めねばならない。

ダレスにあっては、まず人間は本来的に利己的な存在であり、私的利益 (self-interest) を追求する際には感情的、習慣的に行動する存在とされる。理性的、論理的な議論が人間の行為を導く最も説得力ある手段であると思いがちであるが、実際はそうはなっていないのである⁽⁷⁾。こういう人間の「共同生活の場 (association)」としての社会は、大きく言って二つの基本的勢力によって構成される。すなわち、財産や権力や地位に満足し現状変更を望まぬ勢力 (“the static”) とパイの配分方式を改善するために変化を欲する勢力 (“the dynamic”) であり、社会における両者の対立、闘争の可能性はたえず増大するのである⁽⁸⁾。人間が集団をなすところではいつも利害対立が存在するのであって、ここに政治というものが登場する基盤があるのである。つまり、「諸々の欲望の対立を和らげ除去する力 (eliminating force)」⁽⁹⁾ として、変化に対応する政治機構が確立されることになるのである。

では、政治の根本的課題は何か。それは、「暴力への志向を内に秘める野心的で熱狂的な人びとが社会 (community) を支配し、それを暴力的、破壊的方向に導くことがないように社会 (society) を組織することである」⁽¹⁰⁾ とダレスは考える。「大多数の人間は通常平和を好み、隣人と平和に暮らすことを望む。」あからさまな力の衝突は大多数の人間の好むところではない。「暴力的傾向をもつ人間はふつう少数派である。」しかしながら「社会の大部分の人びとが抑圧され不正に苦しめられていると感ずる」ようになれば、そして「人びとが力強いダイナミックな活力をもっている」ならば、彼らは、「力によって抑圧を突き崩し不正を廃棄することを呼びかける指導者」に従うであろう。こういう状況に至るのが革命であり、抑圧や不正に対する非難が政府に向けられるとき内戦状態が生まれるのである⁽¹¹⁾。

変化への希求が正当なものであり変化が不可避であるとする限り、こういう社会秩序の暴力的変更を回避しようとするれば、秩序の「平和的変更」を可能にする社会的メカニズムが必要とならざるをえない。この秩序の「平和的変更」こそ、対立する社会的利害の「調停者 (arbiter)」⁽¹²⁾ たる政

府の担うべき機能なのである。このようにダレスは、国内社会における秩序維持には秩序の「平和的変更」が必須のものであり、それこそが政府の担うべき機能であると考えてるのである。

では、ダレスの言う秩序の「平和的変更」とはいかなるものであろうか。政府はいかにして秩序を維持することができるのか。

まず政府は、一方で「孤立的に生ずる個々の暴力行為を警察力で鎮圧」する。他方、不正への怒りや不満を広汎に生み出すような社会的条件の緩和に努める。たとえば「さし迫った窮乏状態にある人びとが多くいる場合には、所得や財産への課税によって富を移動させることが必要となるであろう」。そうすることによって、個々の暴力的行動をコントロール可能な限度内に抑えることができるのである。この手続きは、自らの所有する富を平和的に享受できる方がよい（たとえその全部ではなくても）と考えている納税者によって承認されている。こういう社会的条件の調整は「主として法によって成し遂げられる。たえず立法手続きがとられ、また機会の平等を提供すべく法はしばしば変更される。」しかし、法の下における平等という理念だけでは不十分である。実際には「能力は不平等であり、機会はたいてい偶然的」なものである。したがって、能力とか機会とかも法による規制を受ける必要があるのである。でなければ極端な不平等が生ずることになるであろう。かくして独占を阻止するための法や、鉄道、公益事業など公共的サービスを提供する資産の利己的利用を規制するための法などがつくられることになるのである⁽¹³⁾。

ここでは、私的利益は道理に合った正当なものである限りにおいてのみ救済されうる、という一般的認識が前提とされる。「平和的変更」は「理性の支配 (rule of reason)」を要求するのである。こうして、賢明かつ不偏なる政府が存在し⁽¹⁴⁾、不満を広汎に生み出すような社会的条件を緩和するようにそれが機能するとき、国内秩序の維持が可能となるのである。つまり、ダレスによれば、国内秩序の維持に必須の条件は、機会の平等を保証し、社会の硬直化＝不平等の固定化を回避するようにたえず機能する「政治的諸装置 (political devices)」の存在である。そういうたえざる調整機能を政府が備えているとき、秩序の「平和的変更」は可能となるのである。ダレスが「平和的変更」に必要と考えている条件は、次の三点に要約しうるのであろう。(1) 私的利益及び社会的不満、要求は、それが道理に合った正当なものである限り救済されねばならないこと、(2) 社会の構成員が、素朴な個人主義をこえた公共の福祉の観念を承認していること。(3) 対立する利害の「調停者」たる政府は、不偏の立場からたえず社会的不平等を是正し、不満が拡大する社会的条件の緩和に努めること。

ダレスは、国内社会における秩序の問題を以上のように考えるのである。ここにみられるダレスの政治論は一般論として展開されてはいるが、その経験的素材がアメリカの政治制度に求められていることは明らかである。したがって、アメリカ社会は「平和的変更」の制度をもっているということが基本的前提となっている。

さて、ダレスの国内政治論にみられる基本的観点は、国際社会に対しても、一般論として類似的に適用されていくことになる。以下、ダレスの主張するところを述べよう。

国際社会を構成する「全ての国は本来的に利己的」であり、合衆国としてその例外ではない。国際紛争もまた、現状を打開しようとする「ダイナミックな勢力 (the dynamic)」と現状を維持しようとする「スタティックな勢力 (the static)」との間の闘争によってひき起こされてきた。「諸国が互に妨害しあい影響しあうのは不可避」であって、不一致、対立は所与の国際状況につきものである。変化は不可避であり、そこにあるのは秩序の「平和的変化か暴力的変化かのどちらかである」。しかるに一般に認識されているように、現代においては戦争はもはや耐え難いものとなっている。過去における平和維持の努力は、それが現状固定化の試みであったがゆえに失敗を余儀なくされたのである。必要なことは「変化を遅らせたり阻止したりすることではなく、戦争の発火点

となる摩擦をつくり出すところの変化への抵抗を取り除く」ことである⁽¹⁵⁾。

このように、ダレスは、平和維持のためには国際社会における「平和的変更」が必要不可欠のものとするのである。そして、国際社会における「平和的変更」を促進する政治的手段、機構として何らかの国際的な政治組織の重要性を強調するのである⁽¹⁶⁾。

ところで、国際社会には、この国際機構が有効に機能するのを妨げる固有の困難が存在する。すなわち、国際社会には「国内秩序維持に役立っている政治機構に比肩しうるものは存在しない。各国はめいめい主権をもっており、各国の主権の行使を規制する超越的な権力は存在しないのである。各国の支配者は自国民の利益を第一義的に追求する。」⁽¹⁷⁾ ここでは「主権国家体制 (the sovereignty system)」そのものが一つの障害となっているのである。では、この障害を克服する道は、ダレスの場合どのようなものであったのだろうか。

ダレスは、国家主権にもとづく権力の行使は一定の原則に従ったものでなければならないと考える。ダレスは、一般に政治権力は以下の三原則にもとづいて行使されねばならないと言う⁽¹⁸⁾。すなわち、(1) 政治権力と責任との両立。(2) 全ての間人は「神」の下で平等であり政治的分野でもそのように扱われるべきであること。(3) 正義 (justice) の観点から変革を成し遂げることは現状の擁護と同等の必要性をもつこと。これらの原則は、国内社会の秩序を効果的に維持するために適用されねばならないのであるが、さらに国際社会にも拡張して適用しうるものとされる。ただし、それには「主権の希釈 (dilution of sovereignty)」⁽¹⁹⁾ が伴わなければならない。つまり、国家主権＝至高のものという偏狭なナショナリズムを抑制することが必要となってくるのである。

このように、ダレスにあっては国際社会における「平和的変更」に欠くことのできない条件として、何らかの意味での国家主権の抑制という問題が提起されることになる。しかも、主権国家体制それ自体の変更がさしあたり不可能とすれば、それはつまるところ国際社会を構成する諸国民、諸政府の考え方、意識のレベルの変革の問題とならざるをえない。何よりもまず、変化が不可避であるという事実が承認されねばならないし、強力な国々が変化に適應する意思をもたねばならないのである。平和を現状維持と同一視するような考え方が広汎に存在する限り、平和な国際秩序は維持しえないのであった。

かくしてダレスの場合、国家主権至上主義、個別民族的利害一辺倒の意識をこえる何らかの普遍的な精神的土壌の育成が問題となってくるのであるが、そうした普遍的な精神の土台となるべきものとしてダレスが着目したものがキリスト教倫理なのであった。

ダレスに言わせれば、国家主権至上主義とは「国家の神格化 (the deification of nation)」に他ならなかった。「多くの大衆にとって、擬人化された国家はつまるところ彼らの神なのである。それは人々にとって献身の最高の対象となっており、その権力と支配は神聖なものであって、それから逃れようとするのは冒瀆罪にも等しいものなのである。こうした感情が広汎に存在する限り、健全な国際秩序の確立が不可能であることは明らかである。」⁽²⁰⁾ なぜならば、健全な国際秩序は偏狭な主権意識を抑制することを必要とするからである。では、こうした「国家の神格化」をうちやぶるにはどうすればよいのか。それには「父なる神への信仰に生命を吹きこむことが必要である。普遍なる神への信仰は、国家の神格化とは相容れないもの」なのである⁽²¹⁾。「尊敬の最高の対象としての神」と「隣人への義務の意識」を人間の精神のなかに呼び戻すこと、それこそが教会にとって緊要な仕事となっているのである⁽²²⁾。各国の政府は神聖視されてはならず、国際的な政治的調整機構の一部をなすものとみなされなければならない。そして、この国際的な政治機構は「生きた、それゆえ変化する有機体としての世界の要求に対処できるように、たえず改造されねばならないのである」⁽²³⁾。

このように、国際政治機構が有効に機能するうえで障害となる要因の除去に貢献すること、そこ

に教会の存在意義と責務を見出だしたダレスは、一九三七年以降、教会との提携関係を深めていくことになるのである。いずれは設立されるであろう新たな国際組織に対する広汎な大衆的支持を得ることを意図して、ダレスは教会の仕事に積極的にかかわっていったのである。

(三) ダレスの政治論の基本的特徴

戦間期のダレスの政治論を貫く基調は、秩序の「平和的変更」という概念であった。それは E・H・カー (Edward Hallett Carr) の政治論におけるそれとほぼ同類のものである⁽²⁴⁾。ダレスの基本的問題関心は、「国内政治に関しては、いかにして必要な望ましい変革を、革命によらずして成しとげるか、ということであり、国際政治に関しては、いかにしてかかる変革を戦争によらずして成しとげるか」⁽²⁵⁾ ということであった。

20世紀のアメリカ社会は、経済的には技術革新による機械化、合理化によって世界最強の工業生産力を有するところまで発展するのであるが、他方、典型的な資本主義社会がもたらすさまざまな不公正、政治悪、社会悪の発生をもみることになるのである。独占化の進行、富の偏在、社会経済的地位の格差の拡大といった階級の固定化への傾向は一層顕著となり、労働運動、社会運動も活発化せざるをえない。社会が「スタティックな勢力」と「ダイナミック勢力」という二つの基本的勢力によって構成されており、両者の対立、闘争の可能性はたえず増大しているというダレスの認識は、こうした事態を反映したものであった。個人の利益追求の自由が自動的に全体の幸福に通じると信じられた時代はすでに過去のものとなっており、個人の自由が野放しにされ私利が抑制されないまま放置されるならば、社会的不平等は一層拡大し、やがては社会秩序の暴力的変革へと発展せざるをえないであろう。ダレスにとっては、ロシア革命はそういう歴史的事例の一つなのであった⁽²⁶⁾。そうした社会体制のトータルな、しかも暴力的な変革を回避せんとするダレスにあっては、革命によらずとも具体的な社会的不公正は個別的に是正されうるし、またアメリカ社会はそれを可能にする制度つまり「平和的変更」の制度をもっていることが論証されねばならなかったのである。

かくしてアメリカ民主主義の特質は次の点に求められることになる。すなわち、政府は単に個人の利益追求の自由を擁護するのみならず、たえず社会的な不公正を是正する機能をもつ。アメリカ民主主義は個人主義を前提とするが、その個人主義は公共的観念に支えられている。社会的な不公正の是正は、主としてたえざる立法活動及び変化する社会状態との適合性を確保するためになされる法の変更によって成し遂げられる。だが、ダレスの場合、社会的な不公正の是正や富の再配分は国家が「資本主義に強制して実行させる」⁽²⁷⁾ ものとは考えられてはいない。政府はあくまでも「調停者 (arbiter)」であって、福祉国家の原理を実行する主体すなわち「民主主義的な、規制された資本主義——混合社会——」⁽²⁸⁾ における規制主体 (regulator) ではないのである。政治権力が社会的な不公正の是正の方向に行使されるための保証は、為政者及び社会的強者＝「持てる階級」＝「スタティックな勢力」の自発的意思に求められる。その自発的意思を支える理念的根拠は、公共的観念すなわち抽象的な正義 (justice) の観念であり、また革命の変革の回避という要請を受け入れる理性なのであった。そういう意味では、ダレスの場合政治権力の行使を方向づける理念的根拠は抽象的かつ消極的なものであったし、同時にあくまでも個人のうちにその基礎をおこうとするものであったと言えよう。ところがダレスに言わせれば、この個人は利己的利益を追求するに際して必ずしも理性的に行動する存在ではない。だとすれば、個人の自発的意思を内面的に支えるより強固な理念が求められざるをえないであろう。ここに、ダレスが個人の内面的な規範的価値をたえず強調していかざるをえない理由があると考えられるのである。そうした内面的価値とは、ダレスにあっては言うまでもなくアメリカ民主主義を伝統的に支えてきたプロテスタント的価値、倫理を中核とする

ものなのであった。

ダレスの場合、アメリカ民主主義、自由主義の普遍的優位性を論証していこうとすれば、すなわちアメリカ社会が社会的不正をたえず是正していくメカニズムを備えているということを論証していこうとすれば、あくまでも個人の自発的意思に立脚しようとする限り、個人の内面的規範的価値のなかに本来公共の福祉の観念が含まれているのだということが強調されざるをえないであろうと思われる。利益集団の多元性を前提とする混合社会あるいは福祉国家といった新たな積極的な国家目標、理念が、個人の自由、自発性を損うものと考えられる限り、少なくとも理念的にはそれらを受け入れることはありえないと思われるからである。

個人主義が公共的観念に支えられたものでなければならないとするダレスの政治論には、ニューディールの福祉国家の政策が事実としては受け入れられていく余地が残されているのであるが、その政治理念はやはりニューディールの福祉国家のそれとは異質のものであった。

さて、そうした国内政治論言いえればアメリカ社会における秩序維持方式を国際社会にも適用していこうとするダレスにあっては、国際社会が国内社会にあるような立法機構をもたないものであるだけによい道義(moral)が強調されざるをえなかったと言えよう。その外交論における「持てる国」と「持たざる国」の対立、ダレスの言葉で言えば「スタティックな勢力」と「ダイナミックな勢力」の対立という図式は、ダレスの関心、視野が主に資本主義大国間の秩序に限定されていたことを示すものであるが、そういう大国間の利害調整機構としての国際組織が有効に機能するためには、諸国間に公正と道理に関する共通の感情、互惠の精神が存在しなければならないこと、合衆国のような民主主義大国が道義的指導力を発揮しなければならないことが強調されるのである。ここでもまた、道義の基礎はキリスト教倫理なのであった。そこに企図されているのは、国際組織とそれを支える国際的な道義の育成による諸国間の統合であると言ってもよいであろう。国際的アナキーの根源がナショナリズムと國家的エゴイズムにあるとみたダレスは、それを抑制する超越的勢力が存在しない現実のなかで道義こそが鍵と考えたのであったが、これはやはりウィルソン流の理想主義(idealism)⁽²⁹⁾と言ってもいいものであろう。戦間期のダレスの国内政治論がまだ「平和的変更」を「理性の支配」とするニュアンスを残しているのに比して、国際政治論の方は道義的色彩を強く帯びたものとならざるをえなかったのである。

(1) John Foster Dulles, *War, Peace and Change*, New York, 1939, pp. ix-x.

(2) John Foster Dulles, "The Church's Contribution Toward a Warless World", 1940, in Henry P. Van Dusen, ed., *The Spiritual Legacy of John Foster Dulles*, Philadelphia, 1959, pp. 141-143.

(3) *Ibid.*, pp. 143-144.

(4) Guhin, *op. cit.*, p. 29.

(5) Hoopes, *op. cit.*, pp. 51-52.

(6) 国際社会の秩序の問題も、国内社会におけるそれと基本的に異なるところはなく、根本的に解決不能ものではないとダレスは考える。Dulles, "The Church's Contribution Toward a Warless World", in Henry P. Van Dusen, ed., *op. cit.*, p. 143.

(7) Dulles, *War, Peace and Change*, pp. 52, 55-56.

(8) *Ibid.*, pp. 30, 52.

(9) *Ibid.*, p. 170.

(10) Dulles, "The Church's Contribution Toward a Warless World", in Henry P. Van Dusen, ed., *op. cit.*, p. 138.

(11) *Ibid.*, p. 138.

(12) *Ibid.*, p. 138.

(13) *Ibid.*, pp. 138-139.

(14) Cf. Guhin, *op. cit.*, p. 70.

(15) Cf. *ibid.*, pp. 39-40, 70-71.

(16) Dulles, *War, Peace and Change*, pp. 89-91.

- (17) Dulles, "The Church's Contribution Toward a Warless World", in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., p. 140.
- (18) Ibid., p. 145.
- (19) Ibid., p. 146.
- (20) Ibid., p. 147.
- (21) Ibid., p. 149.
- (22) Ibid., p. 150.
- (23) Ibid., p. 150.
- (24) カーは「平和的変革」の問題を次のように考えている。政治的変革の根本問題一力と道義との妥協一は、国内政治においても国際政治においても同じである。国内社会における平和的変革の普通の方法である立法にもとづくそれは、政治社会の根底にある同意と強制との組み合わせによって可能となるのであるが、国際社会にはこれらの条件は存在しない。したがって、国内的分野における変革の手続から類推して国際的分野のそれにあてはめるには注意が必要である。国際社会においては実力の要素が大きな役割を占めざるをえない。国際社会における平和的変革の問題の解決方向を見出すうえで参考となる近似的類例は、国内社会における資本家と労働者の関係一そこでは実力行使が決定的要因である一である。
- 以上のようなカーの考え方とダレスのそれとを比較するとき、ダレスの場合は、やはり国内社会における変革手続きの類推的適用という色彩が強し、力の要素よりも道義の方にウエイトをおいた議論となっている。Edward H. Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, 1946. 井上茂訳『危機の二十年』, 第十三章。
- (25) 同前, 二七五ページ。
- (26) 専制君主統治下のフランス, ツァー統治下のロシアでは政府が機会の平等の原理を拒否し, 少数者の利益のために機能したために, 大衆が暴力的変革を唱えるリーダーに従うことになったのだとダレスは考える。Dulles, "The Church's Contribution Toward a Warless World", in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., p. 139.
- (27) Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Vital Center*, Massachusetts, 1962. 吉沢清次郎訳『中心一アメリカ自由主義の目的と危機一』上巻, 八ページ。
- (28) 同前, 十ページ。
- (29) Cf. Hoopes, op. cit., pp. 55-56; Guhin, op. cit., pp. 42-43.

二. 戦後世界とダレスの外交論

(一) アメリカの国際的地位とダレスの外交論の変容

戦間期のダレスにおける「戦争と平和」の問題とは、一口で言うならば大国間の戦争をいかにして回避するかという問題であった。不可避である秩序の変更をいかにして戦争によらずして成し遂げるかということ、すなわち「平和的変更」の問題が国際政治の課題とされたのであった。そういうダレスの問題関心は、根本的には第一次大戦後の国際社会の構造とアメリカの国際的地位に規定されたものであったと言えよう。というのは、第一次大戦後の世界にあってアメリカは、最強の金融力、経済力をもって世界経済の再編に主導的役割を果し世界市場に進出していくのであるが、政治的、軍事的にはイギリス、フランスなどに対抗して強力な発言力を行使するまでには至っておらず、各国は依然として独自の植民地市場圏をもち、軍事的に独自行動をとりえた。そういう状況のなかでアメリカ外交の基調は、資本主義各国間の平和を維持しつつアメリカにとって最強の武器たる生産力、金融力をフルに生かすかたちで世界市場に進出することを可能にする国際秩序をうちたてることにあったと思われるからである。

だが、第二次大戦後の国際社会の構造は戦前のそれとは大きく異なるものであった。日本、イタリア、ドイツの敗北は言うに及ばず、大戦によるイギリス、フランスの疲弊のもとで、経済、政治、軍事の全ての面でアメリカの地位は決定的に強化された。他方、従属民族の独立運動が広汎に起り、それは社会主義的方向へ発展する可能性をも含むものであった。また、ソ連を中心として社会主義圏も拡大されていった。世界には、アメリカ民主主義とは異質の社会構成原理をもちあるいはそれを志向する潮流が大きく登場し、その潮流は西ヨーロッパの資本主義国内部にも波及しつつ

あるやに思われたのであった。こういう状況のなかで、資本主義諸国にあってさしあたり重要なことは、革命的状況に対処しつつ復興をすすめることであった。しかもそれはアメリカの援助なしには不可能なことであった。戦後の国際秩序構想をめぐる意見の相違を残しつつも、資本主義諸国間の統合、協調体制はそういう客観的条件に促されて好むと好まざるとにかかわらず強化されざるをえなかったのである。

こういう国際社会の構造変化は当然のことながらダレスの外交論にも反映せざるをえなかった。「戦争と平和」の問題は、戦後の状況に見合った新たな意味内容を付与されることになった。戦間期にあっては平和な国際秩序にとっての危険は、ダレスの場合大国間のナショナリズム、エゴイズムの相克であり、それは経済のレベルにおける利害対立を根底にもつものであった。だが戦後の新たな国際状況のもとでは、資本主義諸国間の対立の要素がもつウェイトは小さくなり、それに代って「ソヴェト共産主義の脅威」が真の危険として登場することになったのである⁽¹⁾。

ダレスは、戦後世界には「一九三九年当時と同様、宗教的自由と民主主義に對立する侵略的意図をもった勢力が存在する」⁽²⁾ という認識から出発する。これは、ナチズムも共産主義もともに「全体主義」という概念でとらえ、それとの対抗関係においてアメリカ民主主義の優位性を明らかにしていくという、戦後間もないアメリカにおいて一般的な発想であり、ニューディールの後継者を自認するシュレジンガー (Arthur M. Schlesinger, Jr) のようなリベラル派にも共通のものであった⁽³⁾。ここにおいて、平和の問題とは、侵略的な「全体主義」= 共産主義の拡張を抑止することと同義となるのである。そのための政治的手段としては力のファクターが前面におし出されることになる。「力こそ連指導者との折衝に成功する唯一の鍵」⁽⁴⁾ なのであった。もちろん、この場合「力」とは軍事力のみならず、経済力、精神的要素も加えた総合的なものとされてはいるが、軍事力が重視される以上、平和は犠牲を伴うものでありまた危険を賭して闘いとられるべきものである、とされるのである⁽⁵⁾。それは、精力的な方策を展開することによって⁽⁶⁾、また「戦争でもなく平和でもない状態」に耐える能力とそれを支える強固な信念をもつことによって⁽⁷⁾、はじめて可能となるのである。

ダレスは平和についての誤った考えとして次の三点を指摘する⁽⁸⁾。(1) アメリカ人のなかに存在する「孤立主義」。(2) 平和とはアメリカの支配なりとする考え方。「アメリカの平和」すなわち「予防戦争」という考え方。国際連合がアメリカの尺度からみていつも「正しい」ことをするように改組すればよいという考え方。(3) 平和な世界にあっては全てが静止状態で現状が維持されるという考え方。ここもみられるように、ダレスは「現状の恒久化がしばしば戦争の原因となる」のであり、「平和とは国際的な変化が平和的に行われるような状態」をさすとして、戦前からの主張である「平和的変更」の重要性を指摘することを忘れてはいない⁽⁹⁾。しかしながら、その意味内容、及びそれを現実に適用するための手段、方法は戦前のそれとは異なったものとなっている。

戦後国際社会における最も「ダイナミックな勢力」とは、かつての「持たざる国」ではなく自立を求める従属諸民族であった。平和とは現状維持とイコールではないしアメリカは現状維持派であってならないと考える⁽¹⁰⁾。ダレスは、「新しい国家の独立は強化すべきで決して弱められてはならない」⁽¹¹⁾ と主張する。国家的独立が平和的に達成されることは「必要で望ましい変革」と考えられている。しかし、そこでは国家的独立一般が許容されているわけではない。社会主義的変革あるいはそれにつながるとされるような民族自決の方向は「共産主義の浸透」と位置づけられ「望ましくない変化」として抑止すべきものとされるのである。自由世界の社会構成原理の普遍的優位を前提とするダレスにあっては、第三世界における変化も、アメリカないしは既存の資本主義国をモデルとした近代化=工業化の意味においてのみ許容しうるものであったのである⁽¹²⁾。

また、戦前のダレスにおいては、「平和的変更」を促進する手段として国際組織が大きなウェイト

トを占めていたが、戦後の場合国連はそれほどの位置を占めてはいない。「国際連合は合衆国外交の礎石と言われる…心構えとしては結構だが、国連は万能ではなく、自動的に平和を保障するものではない」とされるのである。「国連は大国の経済力、軍事力を利用した平和強行の具とはなりえない」と考えられており、「世界の町会」と位置づけられている。国連の存在意義は、国際社会の「圧倒的道義的支持」を調達する政治的用具と考えられているにすぎないのである⁽¹³⁾。

以上のように戦後のダレスの外交論においては、アメリカ民主主義、自由主義の普遍的優位性という前提が存続しつつも、戦前のそれにおいて中心的位置を占めていた「平和的変更」や国際組織の問題は限定的な意味しかもっておらず、それに代って力のファクターが前面におし出されることになったのである。アメリカ外交の第一義的課題は、自由世界の統合、自由世界の防衛のためにたゆみなき精力的な方策を展開することにおかれ、そのためにはアメリカの軍事力、経済力、道義的力を総合的に動員する「全面戦略が絶対に必要」⁽¹⁴⁾だとされたのである。それに伴って、ダレスの外交論における道義（moral）の占める役割も、国際社会における「平和的変更」を支える普遍的な精神的土壌としての意味から、自由世界の統合原理、アメリカ国内における冷戦外交コンセンサス形成のテコとしての意味へと変化することになったのである⁽¹⁵⁾。

（二）ダレスのアメリカ民主主義像

戦後のダレスの外交論においてアメリカ外交の第一義的課題とされたのは、自由世界の統合と防衛にアメリカが主導的役割を果たす⁽¹⁶⁾ことであった。かかるアメリカの国際的使命に国力を動員していくうえで、あらためて明確にされねばならなかったのはアメリカ民主主義、自由主義の普遍的優位性であった。アメリカ民主主義、自由主義の再定義が課題とならざるをえなかったのである。アメリカ社会のもつ遺産とは何か、守るべき自由とは何か、アメリカの使命とは何かが明確にされねばならなかった。もちろんそういう再定義は、アメリカ民主主義、自由主義とは異質の社会構成原理をもつマルクス主義、共産主義の理念との対抗を意識しながらすすめられることになる。この課題はダレスのみならず、シュレジンガーらリベラル派も含めた当時のアメリカのエスタブリッシュメント全体が直面したものであった⁽¹⁷⁾。

では、ダレスのアメリカ社会像とはいかなるものであったろうか。すでに示唆しておいたようにダレスの政治論は、アメリカ民主主義を支える個人の内面的な規範的価値をたえず強調せざるをえない論理的必然性を内包するものであったが、ここではそういう性格がより一層明瞭なかたちをとり現れることになる。

ダレスは言う。「自由な社会は利己的な個人からなる社会ではない。」そこでは、個々人が「社会的責任を自発的に受諾する」。したがって、「無神論や唯物論を実行しなくても社会正義は得られる」のである。それは「同胞に対する社会的義務を自発的に受諾し履行する個人の自発的意思にかかっている。政府の行動は、社会的責任を個々人から政府に移す一歩手前のところまでとどまるべきである」⁽¹⁸⁾。では、この「自由な社会」を支える個人の自発的意思の理念的源泉はどこに見出されるのか。ダレスはそれをアメリカにおける宗教的遺産のうちに求めるのである：

ダレスによれば、合衆国のもつ偉大な遺産のうち「最も基本的なものは宗教的遺産」であり「建国者たちは彼らの精神的信念を生きた現実のなかに具体化しようとした」のである⁽¹⁹⁾。ダレスはこうした精神的信念のうち最も基本的なものは次の三つであったと考える⁽²⁰⁾。(1) 人間は神の子であり、そういう存在としていくつかの不可侵の権利を与えられている。それらの権利は神によって与えられたのであるから、いかなる強者であれ多数者であれ他者の権利を奪うことはできない（他者がいかに弱くとも、また少数であっても）。(2) 真理と公正についての永遠の原理が存在しており、それらは moral law のなかに反映されている。この法は全ての人びとが良心を通して理解

しうるものであり、またそれは大多数の人びとが義務として自発的に承認する法である。それは、権利として人びとに賦与された自由が特権として濫用されることなく一般的福祉を尊重しつつ行使されるよう義務と行動の規範を確立する。(3) 善き生活様式を見出だした人びとは他者も同じ様式を見出だすのを助ける義務をもつ。アメリカの実験は決してアメリカ人にとって排他的な目的を達成するための純粋に利己的な努力ではない。

ダレスはこのように、宗教的遺産すなわちプロテスタント的倫理のうちにアメリカ社会における社会正義の実現を支える個人の内面的価値を見出だすのである。同時にアメリカの対外政策の精神的支柱をもそこに求めようとしたのである。アメリカにおける物質文明の進展に伴いこうした精神的信念は衰退し使命感は減退しつつある⁽²¹⁾、とダレスの眼には映った。そして「精神的信念が衰退するにつれ、国内社会の健全さが失われ統合は弱化し、対外的威信は低下してきた」⁽²²⁾とダレスは考えるのである。ダレスにあっては、アメリカ民主主義がかかえている問題はこうした精神的価値の衰退現象にあるとみなされているのである。宗教的信念なしには「自由な社会は永く存続することができないのである」⁽²³⁾。もし人びとがそういう信念を欠くならば「個人を尊重する社会とは、彼らにとってもっぱら便宜の問題である」⁽²⁴⁾にすぎなくなるのである。「moral law の原理なくしては自由はカオス状況を呈する」⁽²⁵⁾ほかないのである。このように、ダレスは、自由社会を支える内面的な規範的価値が衰退し、それが単に私利を図るに好都合な社会に墮することに警鐘をうち鳴らすのである。

かくしてダレスは、アメリカ社会の統合原理ひいては自由世界の統合原理を、アメリカにおける宗教的遺産すなわちプロテスタント的倫理のうちに求めんとしたのである。戦後世界にあってアメリカがその国際的使命を果していこうとすると、まずもってアメリカ社会自体が自由社会のモデルとならなければならなかったのであるが、そうであろうとすれば何よりもまずアメリカ民主主義、自由主義を支える個人の内面的な規範的価値に新たな生命力を吹きこむことが必要と考えられたのである。プロテスタント的倫理を中核とする精神的価値が衰退するとき、アメリカ社会は自由社会のモデルたりえないばかりか、自由社会自体が存亡の危機に直面するであろうとダレスは考えたのである。

(1) John Foster Dulles, "Policy For Security And Peace", *Foreign Affairs*, April 1954, p. 354; John Foster Dulles, "Christian Responsibility for Peace", 1948, in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., pp. 152-154; John Foster Dulles, *War or Peace*, New York, 1950, pp. 2-3. 藤崎万里訳「戦争か平和か」, 九ページ。

(2) John Foster Dulles, "Leadership for Peace", 1946, in Henry P. Van Dusen, ed. op. cit., p. 194.

(3) シュレジンガー・吉沢訳, 前掲書参照。

(4) Dulles, *War or Peace*, p. 16. 藤崎訳, 前掲書, 二七ページ。

(5) Guhin, op. cit., pp. 112-113.

(6) 戦間期におけるアメリカ国民の対外的姿勢の欠陥は「精力的な活動なしに、大きな成果が得られると考えたこと」にあり、そのために「影響力行使に必要な道義的、経済的、軍事的準備を欠いたのだ」とダレスは言う。Dulles, "Leadership for Peace", in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., p. 196.

(7) Dulles, *War or Peace*, pp. 176-177. 藤崎訳, 前掲書, 二三二～二三三ページ。

(8) Ibid., pp. 17-18. 同前, 二九～三〇ページ。

(9) Ibid., pp. 18-19. 同前, 三〇～三一ページ。

(10) ダレスは言う。「現状維持の政策ほど不毛で確実に失敗する政策はない。我々の指導力が成功裡に発揮されるためには、政治的、経済的、人種的不公正と闘うことに多大の関心をもっている多くの人びとの想像力をとらえ、彼らの支持を獲得するような建設的、創造的プログラムを推し進めなければならない。彼らは、単に共産主義がそのような不公正を攻撃するというだけで、不公正を擁護することに関心を示すことは少いのである。」Dulles, "Leadership for Peace", in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., p. 205.

- (11) Dulles, *War or Peace*, p. 228. 藤崎訳, 前掲書, 二九八ページ。
- (12) ダレスは、「人間の自由を否定する体制, 政府には共感しない」というのが合衆国対外政策の原則の一つであって、「共産主義の浸透や攻撃に対抗するためには全ての自由主義国で活力ある国内勢力の存在が必要である」と述べる。そのためには「民主主義の経済的, 社会的基盤を拡大することが重要」とされ, アジア, アフリカへの経済, 技術援助の必要性が強調されるのである。John Foster Dulles, "Challenge And Response In United States Policy", *Foreign Affairs*, October 1957, pp. 35-38, 42.
- (13) Dulles, *War or Peace*, pp. 33, 38-39, 41. 藤崎訳, 前掲書, 四八ページ, 五五~五八ページ。
- (14) *Ibid.*, p. 176. 同前, 二三二ページ。
- (15) 道義なき外交 (nonmoral diplomacy) を不健全なものとするダレスは, その理由として次の二点をあげる。一つは, それが必然的に政府と国民の間の断絶を促進するということである。というのは, 好むと好まざるとにかかわらずアメリカ国民はとりわけ道徳的な国民であって, 守るべき偉大な精神的遺産を有すると信じているのである。いま一つの理由は, 道義なき外交は自由世界の統合の核心を損うことになるということである。自信を奮い起すような指導性のみが, 自由世界が離散し, ソヴェト共産主義によって一つ一つ拾い上げられるのを防ぐことができるのである。John Foster Dulles, "Principle Versus Expediency in Foreign Policy", 1952, in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., pp. 124-126.
- (16) Dulles, "Policy For Security And Peace", *Foreign Affairs*, April 1954, pp. 353-354; Dulles, "Challenge And Response In United States Policy", *Foreign Affairs*, October 1957, pp. 25-26.
- (17) シュレジンガーは, 一九四九年に刊行された自らの著書を「自由主義が自ら行なった再検討と自己批判と基本的企画の一報告」と位置づけていた。シュレジンガー・吉沢訳, 前掲書上巻, 一六ページ。
- (18) Dulles, *War or Peace*, pp. 258-260. 藤崎訳, 前掲書, 三四〇~三四二ページ。
- (19) John Foster Dulles, "Our Spiritual Heritage", 1947, in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., p. 64.
- (20) *Ibid.*, pp. 64-65.
- (21) Dulles, *War or Peace*, p. 255. 藤崎訳, 前掲書, 三三五ページ。
- (22) Dulles, "Our Spiritual Heritage", in Henry P. Van Dusen, ed., op. cit., pp. 65.
- (23) *Ibid.*, pp. 65-66.
- (24) *Ibid.*, pp. 66.
- (25) *Ibid.*, pp., 67-68.

むすびにかえて——ダレスの政治理念の特質

ダレスの外交論は, その内容(アメリカ外交の目標及び手段)からみれば, 戦前から戦後にかけて国際社会の構造変化に伴いウィルソン流の「国際主義」から「冷戦外交」へと変貌を遂げるのであるが, 根底にある基本的発想は一貫したものであった。それは, アメリカ民主主義, 自由主義の普遍的優位とアメリカの国際的使命を強調していくところに見出だされるのであるが, そういう基本的発想にたつ限り, ダレスの場合もまた, まずもって自らのアメリカ民主主義像というものを, その外交論の前提として明確にする必要があったのである。

ダレスの外交論の前提をなしている政治論は, 外交論の内容自体の変容にもかかわらず一貫したものであって, その骨格は戦前においてすでに形成されていた。その政治論の内容を規定している外的要因は, 一つはアメリカ資本主義自体の成熟であり, いま一つはロシア革命及び戦後における社会主義圏の拡大という国際的要因であった。経済的發展がもたらす階級の固定化傾向や高度物質文明の進展という新たな社会的条件のもとで, アメリカ民主主義はいかにして有効に機能しうのか, また新たな社会構造が生み出す社会的不正をいかにして革命によらずして是正していくのかということがダレスの基本的問題関心なのであった。

ダレスは, そうした新たな社会的条件のもとにおいては, 政治権力が単なる現状の擁護者つまり個人の利益追求の自由の単なる擁護者ととどまる限り社会秩序の維持は不可能と考えるのである。

そこで政治権力の公共的機能すなわち社会的公正をたえず是正していく機能が要請されるのであるが、それは福祉国家の理念あるいは「規制された資本主義」といった何らかの体系的な政策構想にもとづくものではなく、あくまでも個別具体的なものなのである。したがって、その理念的根拠も、個々人にとって外的で人為的な原理に求められるのではなく、あくまでも個々人の内面的な価値のうちに求められたのであった。アメリカ社会における個人主義に付着した公共的観念とは、アメリカ民主主義を支えてきた個人の内面的な規範的価値のうちに本来含まれていたものなのであった。かかる規範的価値の中核をなすのは伝統的なプロテスタント的倫理、宗教的信念なのであって、ダレスにとってアメリカ民主主義の当面する課題とは、こうした倫理、信念に新たなる生命力を回復することにあつたのである。ここにダレスの政治論がとりわけ倫理的、宗教的な色彩を帯びざるをえない理由があつたと思われるのである。

個人の内面的価値とそれにもとづく自発的意思に社会秩序維持の窮極の拠りどころを、言いかえればアメリカ社会の統合原理を見出だそうとするダレスの政治論は、あくまでも個人主義に立脚したものであるがゆえに、個人主義意識が根づく階層的基盤たるミドルクラスにより適合的な内容をもつものであつたと言えよう。したがって、国民多数がミドルクラス化されるかあるいはミドルクラスの意識が広汎に存在する場合には、ダレス的政治理念は一定の浸透力をもちえようが、それ自体のうちに、多元的な利益集団の存在と政府の積極的介入による多元的利益の調整を肯定する論理を含まないがゆえに、プロテスタント的理念と現実のギャップが拡大し「利益集団が噴出」する状況においては、やはり保守的でイデオロギッシュな性格をあらわにせざるをえないと思われるのである。

とはいえ、ダレスの政治論においては、社会秩序の暴力的変更を回避するために「必要で望ましい変革」は達成されねばならないと考えられているのであって、そこにニューディール的な政策を事実としては受け入れていく余地が残されてはいる。ある意味では、ダレスの政治論はアメリカ社会における伝統的な個人主義に立脚しつつ、「持てる者」あるいはミドルクラスがアメリカ型福祉国家を消極的にせよ受容していく論理を用意したものであつたとも言える。

こういう性格をもつダレスの政治論のなかに共和党内東部エスタブリッシュメントの政治理念の特質を見出ださうとすれば、その個人主義的、消極的、保守的性格のゆえに、戦後の共和党政治というものともすればアメリカ社会に存在する反左翼の意識、反組織労働者の意識、人種差別的意識に依拠していく傾向をもっていた⁽¹⁾ こともうなずけようし、あるいはまたアイゼンハワー政権の支持基盤が戦後の経済的繁栄のなかで形成された新しいミドルクラスにあつたと言われる⁽²⁾ のもゆえのないことではないと思われるのである。

(1) たとえば、一九五三年から五四年にかけての景気後退に直面した共和党は、あらためて国内共産主義者問題を中間選挙の主要争点の一つに設定しようとしたこと、あるいは、アイゼンハワー政権は人種問題で連邦政府が介入することに消極的であつたこと等々。 Parmet, op. cit., pp. 341-346, 429, 576.

(2) Ibid., p. 576.

(昭和53年9月19日受理)

(昭和54年3月8日発行)